

i-保育園 重要事項説明書

この書面は、支給認定保護者がi-保育園での特定教育・保育の開始にあたり、ご理解いただく内容を説明するものです。

1 項 施設運営主体

| | |
|---------|-------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人 大五京 |
| 所 在 地 | 京都市北区衣笠衣笠山町 10 番地 |
| 電 話 番 号 | 075-463-8703 |
| 代表者氏名 | 理事長 杉本五十洋 |

2 項 利用施設

| | |
|----------------|--|
| 施設の種類 | 認可保育園 |
| 施設の名称 | i-保育園 |
| 施設の所在地 | 東京都足立区西新井 4 - 2 8 - 7 |
| 連絡先 | 電話番号 03-3855-4420 FAX 03-3856-7227 |
| メールアドレス | i-hoikuen@dai5kyo.or.jp |
| ホームページ アドレス | https:// www.dai5kyo.or.jp/i-hoikuen/ |
| 管理者 | 園長 中村 竜子 |
| 対象児童 | 満3歳以上の教育・保育を必要とする小学校就学前児童 及び教育・保育を必要とする満3歳未満の乳幼児 |
| 利用定員 | (2号認定の子ども) 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする子ども 54人 (3号認定の子ども) 満3歳未満で保育を必要とする子ども 36人 3号認定の子どものうち、満1歳未満の子ども 9人 |
| 開設年月日 | 平成24年4月1日 |

3 項 施設の目的・運営方針

i-保育園（以下「当園」という。）では、乳幼児期における教育及び保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最重要なものであるとの認識のもと、これらの子どもに世界的視野に立った質の高い実践教育と支給認定保護者（以下「保護者」という。）に信頼される育児システムの提供を目的としています。

- (1) 「当園」は、育児のパートナーとして、あらゆる育児支援サポートを提供し、専門機関として保護者から信頼される乳幼児の教育及び保育を行う。
- (2) 「当園」は、保護者の協力を得て、多くの良質な体験を通して自信を持たせ、乳幼児一人ひとりの成長目標を達成する。
- (3) 「当園」は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、乳幼児の発達と保育園、子育て家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する。
- (4) 「当園」は、独自の専門機能や様々な社会資源との連携を図りながら、乳幼児と保護者に対する育成支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 「当園」は、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号）」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

4 項 「当園」における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|------------------------|
| 敷地 | | 1086、26 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建て |
| | 延床面積 | 712、64 m ² |
| 園庭 | | 255 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | | 備考 | | |
|----------|-----|--------|---|-------|----|
| ほふく室 | 2室 | | いちご組/もも組（満0歳児クラス・満1歳児クラス） | | |
| 乳児室 | 1室 | | みかん組（満2歳児クラス） | | |
| 保育室 | 3室 | | りんご組（満3歳児クラス）、ぶどう組（満4歳児クラス）、めろん組（満5歳児クラス） | | |
| 遊戯室（ホール） | 1室 | フリールーム | 2室 | おもちゃ庫 | 1室 |
| 調理室 | 1室 | 調乳室 | 1室 | 職員休憩室 | 1室 |

5 項 提供する幼児教育・保育等の内容

「当園」は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる教育・保育、その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項に規定する「保育必要量」をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 時間外保育
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、i-保育園運営規定第 7 条に規定する時間の範囲内において、時間外保育を提供する。
- (3) ネイティブイングリッシュ・シャワー
乳児クラスにはネイティブイングリッシュ・ティーチャーを配し、ネイティブイングリッシュ・シャワーを注ぐことで潜在的に英語のリスニング能力と発音能力の習得を目指す。日本語耳が構築されない乳児期にこそネイティブイングリッシュ・シャワーが、最も効果的と期待する。
- (4) 教育・保育内容の充実
各領域に係る専門的アプローチ、天然芝生の園庭、歌唱指導、鍵盤ハーモニカ、文字遊び、運動遊び、安田式遊具の使用、看護師の常駐、小児救急対応、フッ化物洗口、年長児眼科健診、園外保育など充実した内容を提供する。
- (5) 保育に係る行事
運動会・劇発表会・音楽会の他、年間行事予定で事前にお知らせする。
- (6) 臨床スキル研究所
子どもの成育段階には、一人ひとりに様々な変化・特性がある。
特に 3 才前後は自我や嗜好の確立が始まり、不完全な言語表現や理解能力では、十分な相互理解が出来ず、子ども達が何をしようとしているか、何を必要としているか悩むことが少なくない。専門家による科学的な発達検査やカウンセリングで第三の眼で観た子どもの状況を知ることは、保護者の育児ストレスを軽減することにつながる。子どもの発達や行動特性の把握には、個別に臨床スキル研究所の発達心理専門スタッフが相談に応じ、育児不安を解消できるようにする。
- (7) その他
i-保育園の自主事業として年末保育を行う。

6 項 職員の職種、員数及び職務の内容

教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、その他の関係法令の定めにより、次のとおりとします。

- (1) 園長 1 名（常勤専従）
園長は、法人理念、理事長の方針に則り、全職員を指揮監督し、業務水準の向上と遂行に責任を持って園児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 主任 1 名（常勤専従）
園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育保育を司る。

- (3) 保育士（常勤専従，非常勤を含む、定められた基準以上の人数）
園児の教育及び保育に従事し，その計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 看護師 1名
専門的立場から全ての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し，疾病や 情緒障害，体力，栄養，心身の健康等に関する課題を持つ園児及び保護者の指導及び支援を行う。
- (5) 栄養士 1名（常勤専従）
園児の発達段階に応じ，0歳児の離乳食，満1～2歳児の乳児食及び2歳児以上の幼児食に係る献立を作成するとともに，調理業務に従事する。又，「当園」の栄養士の職務には，子どもに有害な食材の発見，排除を促進することも含む。法人として栄養士間の情報交換を重ねながら有害食品の排斥に努める。
- (6) 調理員（常勤専従、非常勤を含む、定められた基準以上の人数）
栄養士の作成した献立に基づき，子どもに喜ばれる給食及びおやつを調理提供する。幼児クラスでは食事マナーの体得にも努める。
- (7) 小児科医，眼科医，（非常勤）各1名
- (8) 専門講師（常勤専従1名） ネイティブイングリッシュ講師

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|-----|---|
| 園長 | |
| 主任 | 勤務時間帯（8：30～17：30） |
| 保育士 | 勤務時間帯（8：30～17：30） （7：00～16：00） （9：30～18：30） （10：00～19：00）他 |
| 看護師 | 勤務時間帯（9：00～17：00） |
| 栄養士 | 勤務時間帯（8：00～17：00） |
| 調理員 | 勤務時間帯（8：00～17：00） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7項 教育・保育を提供する日

教育・保育を提供する日は次のとおりとします。

- (1) 「当園」の教育・保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。
- (2) 「当園」の休業日は年末年始（12月29日から1月3日），祝祭日，国民の祝日に冠する法律に規定する日とする。

| 認定区分 | 対象者 | 休園日 |
|----------|---------------------------------|------------------------------|
| 2号認定の子ども | 満3歳以上の小学校就学前児童 うち、保育を必要とする児童 | 日曜、祝祭日、年末年始 (12月29日～1月3日) |
| 3号認定の子ども | 満3歳未満で保育を必要とする児童 | 同上 |

8項 教育・保育を提供する時間

支給認定区分により以下が利用可能な時間になります。

| 認定区分 | 教育・保育時間 | 利用可能時間 |
|----------|--------------------|-----------------------|
| 2号認定の子ども | 保育標準時間 (最大11時間) | 7時30分～18時30分 (*注1) |
| 3号認定の子ども | 保育短時間 (最大8時間) | 8時30分～16時30分 (*注2) |

(*注1) 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、
7時から19時30分までの範囲内で、時間外保育として延長保育を提供致します。

(時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。) **別紙**

(*注2) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、
7時から19時30分までの範囲内で時間外保育として延長保育を提供致します。

(時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。) **別紙**

9項 学年及び学期

「当園」の教育に係る学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終了します。

10項 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応

園児への食事・おやつ・離乳食を含めて自園調理にて提供します。食事の提供は、
保育を行う全ての日に実施します。ただし、幼児クラスの園外保育の場合は、お弁
当の持参をお願いすることもあります。

(1) アレルギー対応 (*食物アレルギー対応マニュアル)

原則代替食で対応する。(不可能な場合のみ除去)

食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば保育士・厨房職員が面談・相談を
受けながら対応する。毎月の献立表又は食材変更は文書(メール)による通知と保
護者からの依頼応答により、代替食又は除去食を用意する。

11項 健康管理・衛生管理

「当園」は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて
園の健康診断を行います。

- (1) 「当園」は、感染症又は食中毒の予防に努める。感染症又は食中毒が発生した場合は、蔓延しないよう衛生管理を適切に実施し、拡大予防に努める。
- (2) 「当園」は、緊急時に保護者と連絡が取れない場合は、看護師、保育教諭、保育士の一般的良識による処置が施され、また、園の判断により、病院、医院にて受診・治療を依頼する。

12 項 支給認定保護者に対する支援・地域への子育て支援

「当園」は、保護者に対する支援、地域への子育て支援を、子どもの利益を最優先して行うものとし、保護者と園とが協力して子どもの育ちを支えていく関係を築くよう努めます。

- (1) 「当園」は、障がいや発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対して、十分な配慮のもと教育や支援を行い、発達や成長に関する正しい認識ができるよう支援を行う。
- (2) 「当園」は、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の適切で健康的な生活が維持できるよう保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。
- (3) ほほほの会（マタニティーを含めた子育て交流の場の提供）
原則として年 10 回 実施時間：10 時～11 時

13 項 利用者負担その他の費用の種類

「当園」の特定教育・保育を利用した保護者は、当該保護者が居住する区市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとします。ただし、幼児教育・保育無償化対象となる保護者の支払いはありません。

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた足立区が定める利用者負担額（月額）を支払う。
- (2) 保育の提供に要する費用に係る利用者負担金等
「当園」は、別紙に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- (3) (1) 項の支払方法は、金融機関の口座振替とする。(2) 項の支払い方法は、園に現金払いとする。

14 項 利用の開始に関する事項

「当園」は、2・3号認定は区から特定教育・保育の実施について要請を受けた時、これに応じるものとします。ただし、次にあげる場合についてはこの限りではありません。

- (1) 利用申請があった2号認定子ども又は、3号認定子どもの数及び現に「当園」を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、第3条第2号、第3号及び第4号に規定する利用定員の総数を上回る場合。
- (2) 「当園」の現員からは利用申し込みに応じきれない場合。
- (3) その他、園児の受け入れに当たり、適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合。

- 2 (1) 「当園」は、内定した子どもについては、内定通知書により、その旨を保護者に通知するものとする。
- (2) 「当園」は入園を希望する保護者から区が定める支給認定に係る申請書又は、保育利用に係る申請書等が提出されたときは、速やかに該当書類を区に提出する。
- 3 「当園」は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ利用申込を行った保護者に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を紙媒体又は、電子媒体で交付して説明を行い、同意を得た後に利用契約を締結する。
- 4 重要事項内容は年度毎に内容の見直しを行い、必要に応じて改定する。
また、3号認定（乳児組）から2号認定（幼児組）に移行する際には、教育・保育の内容が大きく異なることに伴い、契約内容が変更される場合がある。保護者・利用者はその旨を確認、承諾することで契約を更新するものとする。
- 5 その他入園、利用に当たっての詳細な留意事項などについては、別途園のしおりにおいて提示するものとする。

15項 利用の終了に関する事項

「当園」は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとします。

又「当園」が定める所定の教育・保育課程を修了した園児には保育証書を授与します。

- (1) 園児が小学校に就学するとき。
- (2) 子ども子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により、支給認定が取り消されたとき。
- (3) 保護者が退園を申し出たとき。
- (4) 保護者と教育保育方針やその手法における意見の齟齬により、或いは同意不履行により相互信頼を喪失したとき。
- (5) その他、保護者の言動が他の児童や保護者など利用者の心身に相当な支障や影響を及ぼし、特定教育・保育を受ける保護者の公益を損ねるとき。
- (6) 事業者の認可又は事業所の確認が取消されたとき。
- (7) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができないとき。

16項 休園・閉鎖

病気その他の理由により休園を希望する保護者は、速やかに園長に申し出て下さい。

- (1) 園長は、園児が感染症に罹患した場合、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで、園児の登園を禁じ、又は休園・休務とすることができる。
- (2) 園長は、前項の規定により登園の禁止、又は休園・休務を決定したときは、速やかにその旨を足立区に通知するものとする。

17 項 嘱託医

「当園」は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

| | |
|-----------|------------------|
| 医療機関の名称 | なかじま整形外科小児科クリニック |
| 医院長名又は医師名 | 中島 由佳 |
| 所在地 | 足立区皿沼 1-16-5 |
| 電話番号 | 03-5837-8070 |

(2) 眼科

| | |
|-----------|--------------|
| 医療機関の名称 | 今井良枝眼科クリニック |
| 医院長名又は医師名 | 今井 良枝 |
| 所在地 | 足立区西新井 4-2-6 |
| 電話番号 | 03-5837-1511 |

18 項 緊急時における対応方法（*救急時対応マニュアル）

「当園」の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、当園の手順書により必要な措置を講じます。

- (1) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者及び足立区等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
- (2) 「当園」は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- (3) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

19 項 非常災害時対策（*非常災害(地震)対応マニュアル）

「当園」は、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）の規定により学校安全計画を作成します。非常災害に備えて、消防計画を作成する等、「当園」の手順書により、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。又、土砂災害、水害地域の認識と知識を深め、その他緊急事態が生じたときは、「当園」の手順書により必要な措置を講じます。

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応 |
| 防災設備 | ・自動火災報知機 ・誘導灯 ・消火器 ・避難バッグ ・ガス漏れ報知器 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施 |
| 管轄警察所 | 西新井警察署 |
| 管轄消防署 | 西新井消防署 |
| 緊急避難場所 | すわぎ第一公園、フレール西新井中央公園一帯、 西新井第二小学校 |

20 項 利用者に対するの保険の種類・保険金額

「当園」では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|--------------------------|
| 保険の種類 | 全国私立保育園連盟保険制度・スポーツ振興センター |
| 保険の内容 | 保育園児団体総合保険・災害共済給付制度 |
| 保険金額 | 1名2億円/1事故10億円 対物200万円 |

21 項 虐待の防止のための措置（*虐待児対応マニュアル）

「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の配置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施し、その他必要な措置を講じます。

22 項 苦情解決（*京都経営者協会・CCN）

「当園」が提供した教育・保育に関して苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口及び第三者委員に苦情を申し立てることができます。

- (1) 「当園」は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善必要性の有無及びその方法について、保護者に報告する。
- (2) 「当園」は、保護者が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、保護者に対し一切の差別待遇をしない。

23 項 要望・苦情等に関する相談窓口

「当園」では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------|
| 「当園」 ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 主任 仁平 桃子 | |
| | ・苦情解決責任者 園長 中村 竜子 | |
| 第三者委員 | ・電話番号 | 03-3855-4420 |
| | F A X | 03-3856-7227 |
| | 担当者が不在の場合は、「当園」職員までお申し出下さい。 | |
| 第三者委員 | 京都経営者協会 | 電話番号 075-205-5417 |
| | CCN | 石垣 一也 中西 明子 中川博暁 廣田尚久 |

※「当園」では、上記のほかホームページからのご意見メールも受けています。

※苦情の内容・解決の実績等は、ホームページに掲載しています。

24 項 記録の整備

「当園」は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存とし、保育園児童保育要録については20年間保存します。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画。
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録。
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録。
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録。

25 項 個人情報保護

保護者は「当園」が教育・保育の実施に必要な為に提出を求めた情報や園内で撮影した写真・映像・音声などの露出を拒否することができます。その際には、その対象物、期間、映像識別度範囲、露出禁止範囲などについて書面で申告していただきます。又、それにより被る不利益は享受しなければなりません。

- 2 「当園」は、利用者から知り得た個人情報については、保護者・利用者から別途、文書で承諾を得た使用目的及び社会通念上一般的な教育・保育の為に使用する以外には使用せず、適切に管理保管するものとする。又、業務上知り得た保護者・利用者の個人情報については、退職後も含めて漏洩しない雇用契約を締結した上で、職員を雇用する。
- 3 「当園」は、保護者から提出された書類の個人情報について、お預かりした個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱うこととする。以下の目的以外での利用が必要となった場合には、あらかじめその旨のご連絡をし、了解されたものに対して取扱うこととする。
 - (1) 「当園」の運営及び管理（園児の教育、保育活動の企画立案、実施、健康及び、安全管理の向上等）のため
 - (2) 「当園」の各種サービスの案内、提供、ご契約の維持管理のため
 - (3) 業務に関する情報提供・運営管理、サービスの充実のため
ICT利用による電子通信の為にサーバーへの情報保管を行うこと。
 - (4) 園児名簿の作成のため
 - (5) 園児、保護者との連絡や情報提供のため（園だより、お誕生月の名前紹介など）
 - (6) その他保育活動を適切かつ円滑に行うため
 - (7) 費用の請求及び収受に関する事務
 - (8) 公的関係各所や学校等の連絡、情報提供のため
 - * 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
 - * 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
 - * 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
 - (9) 病院、通院、薬局機関等で使用するため
- 4 「当園」は、園内で及び園外で当園関係職員が撮影した写真や動画を以下の利用目的の範囲内で取り扱うこととする。
 - (1) 「当園」が管理・保有するホームページ及び、保護者へ配信するメールや SNS
 - (2) 職員採用・園児募集の広報
 - (3) 足立区など行政にまつわるホームページや広報
- 5 「当園」を利用する子どもの保護者・利用者は、園内で撮影した写真や動画、及び園で販売している写真等を使用する場合は他児の個人情報の流出のないように取扱うこととする。

26 項 情報提供義務

「当園」を利用する子どもの保護者・利用者は、子どもが教育及び保育・子育て支援を受けるにあたり、健康状態発達状態（療育機関通所、トレーニング機関利用、ポート機関利用など）、や懸念事項など保育士等が必要とする子どもに関する全ての最新情報を「当園」にあらかじめ申告しなければなりません。重要な情報の提供不足によって支障が生じた場合、当園は免責されるものとします。

また、保育中の保護者への緊急連絡先は、常に有効であること。変更がある時は前もって連絡すること。

* 園児の保育に必要な健康状態、飲食物規制等（アレルギー等による除去が必要な食材、離乳食の未摂食々材を含む）についての情報は漏れなく事前に申告すること。

* 園児に対する保育教諭、保育士、看護師、栄養士、調理師の保育、援助上に必要となる注意事項は事前に申告すること。

* 保育中の保護者への緊急連絡先は、常に有効であること。また変更がある時は、前もって連絡すること。

27 項 業務の質の評価

「当園」は、教育・保育の質及び運営水準の向上を図るため、運営状況について自ら評価を行うとともに、外部の評価を受け、改善のための必要な措置を講じます。保育士等の自己評価及び保育園の自己評価については年1回以上行い、保育園の自己評価結果については、公表します。

28 項 第三者評価の受審，自己評価の実施状況

| 項目 | 受審・実施状況 | 受審・実施結果 |
|--------------------------|-----------|-----------------------------------|
| 第三者評価受審状況 | 実施（3年ごと） | （株）IMS ジャパン とうきょう福祉ナビゲーションにて掲載 |
| ISO 9001 JQA（日本品質保証機構）認証 | 毎年度受審 | ISO の審査機構にて 2000 年以來 認証継続中 |
| 自己評価の実施状況 | 内部監査（毎年度） | レビューと PDCA サイクル |
| 保護者アンケート | 毎年実施 | 結果の分析・振り返りと改善 |

29 項 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により、公表、公示された事実の有無
ありません

30 項 「当園」におけるその他の留意事項

| | |
|----------------|--|
| 喫煙 | 「当園」の敷地内または園付近は禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は禁止します。 |

31 項 損害賠償

「当園」は、教育・保育の提供にあたり「当園」の責に帰すべき事由により保護者及び、保護者の園児に損害を与えた場合に賠償します。

32 項 相互信頼の原則

「当園」は、保護者が「当法人」の理念、方針に賛同・理解の上、協力を得て、入園申込を行った園児に最善を尽くすものとします。よって、「当園」と保護者の間に方針の不一致が明らかとなり、相互信頼の維持が困難になった場合は、申し立てをすることができるものとします。

2 カスハラ被害が生じた場合の対応

「当園」は、実際にカスハラが生じた場合、当該職員や目撃した職員からの聞き取り、園内カメラの映像、医師の診断書等をもとに、状況に応じて以下の対応をとります。

- (1) 警察への通報、被害届の提出、警備会社への通報
- (2) 弁護士への対応依頼、民事調停、民事保全、民事訴訟などの法的手続
- (3) 状況に応じて、カスハラ加害者に対する面談対応の終了、当園と同加害者との連絡を書面等に限って行うものとする措置、園敷地内への立入禁止要請、被害職員への接近禁止の措置、退園要請をとることがあります。

附則

この重要事項説明書、改定経歴 平成 30 年 3 月 1 日 作成
平成 31 年 3 月 1 日 改訂
令和 2 年 3 月 1 日 改訂
令和 3 年 3 月 1 日 改訂
令和 5 年 3 月 1 日 改訂
令和 6 年 3 月 1 日 改訂
令和 7 年 3 月 1 日 改訂
令和 8 年 3 月 1 日 改訂

別紙1) 全員が対象となるもの (金額は全て内税です)

【足立区の定める延長利用料】

| 保育時間 | 世帯区分 | 利 用 料 | |
|-----------------------------|----------|--------|--------|
| | | 1 歳児以上 | 0 歳児 |
| 朝 7:00~7:30 | A階層及びB階層 | 600円 | 900円 |
| | C階層及びD階層 | 2,500円 | 3,750円 |
| 夕 1時間延長保育 18:30~19:30 | A階層及びB階層 | 1,000円 | 1,500円 |
| | C階層及びD階層 | 4,000円 | 6,000円 |

【延長保育料金表・スポット利用 (不定期)】

| 保育時間 | 世帯区分 | 利用料 | |
|-------------|--------|----------|----------|
| | | 1 歳児以上 | 0 歳児 |
| 7:00~7:30 | 全ての階層で | 400円/30分 | 600円/30分 |
| 18:30~19:30 | | 800円/時 | 1,200円/時 |

※延長保育のスポット利用の保育料金は、15分単位で料金が発生します。

【保育短時間認定 延長保育料金】

| 保育時間 | 世帯区分 | 利用料 |
|--------------------------|--------|---------|
| 7:30~8:30 16:30~18:30 | 全ての階層で | 500円/1日 |

副食費 (対象: 3~5歳児クラス) 4,900円

- ・足立区に居住する児童の副食費は足立区から補助があるため無料です。
- ・足立区以外に居住する児童の副食費については、居住自治体により対応が異なります。

(居住自治体から補助がある場合、無料または減額します)

※緊急時等で、朝7時(7時30分)より早く登園されたり、お迎えが19時30分(18時30分)を過ぎた場合、事由に関わらず5分/350円の延長料金を頂きます。

2) 希望者のみ対象となるもの（月額若しくは利用時）

| | |
|--------------------|-------------------|
| 朝食提供 | 500 円/1 食 |
| 夕食提供 | 700 円/1 食 |
| 幼児クラスのネイティブイングリッシュ | 6,000 円/月（年 42 回） |
| 乳児用歯ブラシ(1 歳児) | 700 円/1 本 |
| 鍵盤ハーモニカ | 5600 円/個 |

※月極料金以外の費用は毎月月末で翌月に合算させていただきます。

※年長児について クラス遠足の交通費が実費となります。

※年中児について 教材費 2000 円/年 ががかかります。

【年末保育料金表】

| 日 程 | 時 間 | 料 金 |
|----------------------------|------------------|-------------|
| 12 月 29 日・30 日 (日曜日は除く) | 7 : 30 ~ 18 : 30 | 1 日 2,500 円 |

※年末 29 日 30 日（日曜を除く）7 時 30 分～18 時 30 分の通常と同じ保育時間でお子様をお預かり致しますが事前のお申し込みと保護者の就労証明書の提出が必要です。

※「当園」は、現金で上記費用の支払を受けた場合は、集金袋にて領収証を交付します。

以上

i-保育園 利用同意書

令和8年3月1日版

社会福祉法人大五京 i-保育園（以下「当該施設」という。）と利用子ども及びその利用保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が「当該施設」を利用することに関し、次のとおり利用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1 「当該施設」は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
- 2 保護者等は、令和8年3月1日版運営規程（以下「運営規程」といいます。）及び令和8年3月1日版重要事項説明書（以下「重要事項説明書」といいます。）の内容を確認し、同運営規程及び同重要事項説明書記載の事項が本契約の内容となることを合意します。
- 3 保護者等は、運営規程及び重要事項説明書について、当該施設の運営上必要があるときは保護者等の個別の承諾なく変更することができ、保護者等は当該変更に同意します。
- 4 この契約の有効期間は、下記のとおりとします。

記

令和 年 月 日から令和 年 月 日（卒園予定日）まで

個人情報使用同意書

「当該施設」への入園にあたり、私及び私の子ども並びにその家族に係る、個人情報について、以下の目的のために運営規定及び重要事項説明書に従い「当該施設」が使用することに同意します。

- * 当該施設の運営及び管理を行うこと。
- * ICT利用による電子通信の為のサーバーへの情報保管を行うこと。
- * 小学校への円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- * 他の保育園（所）等へ転園する場合、その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- * 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

承諾書

「当該施設」の方針、規定を理解し了承した上で保護者等の子どもが特定教育・保育を受けるにあたり、下記の事項を承諾します。

1. 園児に対する保育士、看護師、栄養士、調理師の保育、援助上に必要となる注意事項は事前に申告すること。
2. 園児の保育に必要な健康状態、飲食物規制等（アレルギー等による除去が必要な食、離乳食の未摂食々材を含む）についての情報は漏れなく事前に申告すること。
3. 保育中の保護者への緊急連絡先は、常に有効であること。また変更がある時は、前もって連絡すること。
4. 緊急時に連絡が取れない場合は、看護師、保育士の一般的良識による処置が施され、また、園の判断により、病院、医院にて受診・治療を依頼すること。
5. 園児に望ましい生活環境作りに必要とされる事柄について理解し、協力すること。
6. 「当該施設」は児童虐待防止のため、保護者の了承なく関係当局に通報義務があること。
7. 教育・保育時間終了は、職員から保護者等が子どもを受け取られた時とする。それ以降は園内における事故等は、全て保護者等の責任管理下にあること。

8. 園内で撮影した写真や動画、及び園で販売している写真等を使用する場合は他児の個人情報の流出がないように取扱うこと。
9. 「当該施設」が管理・保有するホームページ及び、保護者へ配信するメールやSNS、及び、職員採用・園児募集の広報において子どもの画像、映像を掲載、露出すること。また、園だより（お誕生月の名前紹介）や園から配布する手紙類に名前を掲載すること。
10. 園からの個別の最重要連絡および、保護者からの最重要連絡は、最重要連絡責任者（通常の第一緊急連絡先とは定義が異なる）の意向を最優先し、最重要連絡責任者は、子どもに関する応答全ての最終責任者として、園の職員と連携すること。

以上

（項目を確認して□にチェックを付けてください）

- 運営規程の説明を受け、内容を理解しました。
- 重要事項説明書の説明を受け、内容を理解しました。
- 園のしおりの説明を受け、内容を理解しました。
- 重要事項説明書のPDF配信及び園のしおりを受領しました。

以上の契約・同意・承諾を証するため、本書2通を作成し、当該施設と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（当該施設）

事業者 社会福祉法人 大五京 代表者 杉本五十洋 (印)

施設 i-保育園 東京都足立区西新井4-28-7

園長 中村 竜子

（保護者等）

利用保護者 (印) (続柄：)

利用子ども

住所